

# 令和5年度 第1回 千葉県文化財保護審議会

日 時：令和5年5月25日（木）14:00～

場 所：千葉県庁中庁舎 9階 企画管理部会議室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育振興部長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 職員の紹介
- 5 議事・報告
  - (1) 千葉県の文化財行政の現状について（報告）
  - (2) 令和4年度文化財調査の報告  
令和4年度指定文化財の保存状況調査報告
  - (3) 令和5年度文化財調査について
    - ① 令和5年度調査対象文化財の調査について
    - ② 令和5年度指定文化財保存状況調査について
- 6 事務連絡
- 7 閉 会

## 千葉県文化財保護審議会委員一覧

No.	氏 名	職 名 等	分野・領域
1	金出 ミチル (かなで・みちる)	東京藝術大学大学院非常勤講師	建造物
2	佐野 みどり (さの・みどり)	学習院大学名誉教授 (文学部) 国華社主幹	絵 画 (日本画)
3	山梨 絵美子 (やまなし・えみこ)	千葉県美術館館長 東京文化財研究所客員研究員 (文化財情報資料部)	絵 画 (洋 画)
4	松田 誠一郎(まつだ・せいいちろう)	東京藝術大学教授 (美術学部)	彫 刻
5	矢島 律子 (やじま・りつこ)	鶴見大学教授 (文学部)	工芸品
6	久留島 典子 (くるしま・のりこ)	神奈川大学教授 (国際日本学部)	書跡・典籍・古文書・ 歴史資料 (中世)
7	樋口 雄彦 (ひぐち・たけひこ)	国立歴史民俗博物館教授 (歴史研究系)	書跡・典籍・古文書・ 歴史資料 (近代)
8	高見澤 美紀 (たかみさわ・みき)	國學院大學兼任講師	書跡・典籍・古文書・ 歴史資料 (近世)
9	松田 睦彦 (まつだ・むつひこ)	国立歴史民俗博物館准教授 (民俗研究系)	有形民俗文化財
10	菊池 健策 (きくち・けんさく)	東京文化財研究所客員研究員 (無形文化遺産部)	無形民俗文化財
11	田中 裕 (たなか・ゆたか)	茨城大学教授 (人文社会科学部)	考古資料(弥生・古 代)・史跡
12	小林 謙一 (こばやし・けんいち)	中央大学教授 (文学部)	考古資料(先史・縄 文)・史跡
13	小野 良平 (おの・りょうへい)	立教大学教授 (観光学部)	名 勝
14	浅間 茂 (あさま・しげる)	千葉県生物学会副会長	天然記念物 (動 物)
15	百原 新 (ももはら・あらた)	千葉大学教授 (園芸学研究院)	天然記念物 (植 物)
16	久保 純子 (くぼ・すみこ)	早稲田大学教授	天然記念物 (地質・鉱物)
17	神庭 信幸 (かんばん・のぶゆき)	東京国立博物館名誉館員	保存科学 (修 復)
18	佐野 千絵 (さの・ちえ)	東京文化財研究所名誉研究員	保存科学 (保存環境)

期間: 令和4年5月1日～令和6年4月30日

○千葉県教育庁 教育振興部

部 長 中西 健
次 長 中臺一仁

文化財課

課 長 稲村 弥
副課長 四柳 隆

事務局:指定文化財班

吉野 健一	(班長)
米倉 貴之	(民俗・無形)
伴 光哲	(天然記念物・名勝・文化的景観)
松浦 誠	(史跡・有形文化財(考古資料)・事務担当)
菅澤 由希	(美工品・建造物)
市村 五十鈴	(補助金・事務担当)
安藤 仁隆	(刀剣審査・事務担当)
池田 蒼	(事務担当)

## 千葉県文化財保護審議会条例

昭和 50 年 12 月 25 日

条例第 51 号

改正平成 17 年 2 月 22 日

条例第 46 号

### (設置)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 190 条の規定により、千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に千葉県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成 17 年条例 46 号〕

### (組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 第 2 項の規定は、臨時委員の任命について準用する。

6 臨時委員は、第 4 項の特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

### (会長等)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

### (議事)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第 5 条 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

### (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

#### (千葉県文化財専門委員条例の廃止)

2 千葉県文化財専門委員条例(昭和 30 年千葉県条例第 9 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年 2 月 22 日条例第 46 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 千葉県文化財保護審議会運営規則

昭和 51 年 4 月 1 日  
教育委員会規則第 3 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、千葉県文化財保護審議会条例（昭和 50 年千葉県条例第 51 号）第 6 条の規定により、千葉県文化財保護審議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第 2 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年 3 回開催し、臨時会は必要に応じて開催するものとする。

### (会議の招集)

第 3 条 会議の招集の通知は、会議の開催の日前 7 日までにを行うものとする。

### (職員の出席等)

第 4 条 関係職員は、会議に出席し意見を述べることができる。

### (補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議の議長が会議に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (千葉県文化財専門委員会会議運営規則の廃止)

千葉県文化財専門委員会会議運営規則（昭和 30 年千葉県教育委員会規則第 8 号）は、廃止する。

## 千葉県情報公開条例（抄）

（前略）

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長をいう。

（中略）

（行政文書の開示義務）

第八条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（中略）

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（中略）

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（中略）

（会議の公開）

第二十七条の三 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該附属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときは、この限りでない。

一 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合

二 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（後略）

## 令和 4 年度に指定等された文化財

## I 令和 4 年度千葉県指定文化財に関する資料

## 【新指定文化財】

## 1 和氣清麿 (石井林響筆)

- (1) 指定年月日 令和 5 年 3 月 1 0 日  
 (2) 員 数 1 面  
 (3) 所 有 者 千葉県  
 (4) 保 管 場 所 千葉市中央区中央港 1 丁目 104 番 (千葉県立美術館)  
 (5) 種 別 有形文化財 (絵画)  
 (6) 指 定 基 準 (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なもの  
 (7) 概 要

石井林響 (1884 年～1930 年) は、現在の千葉市緑区出身の明治時代後半から昭和初期に活躍した千葉県を代表する日本画家である。明治 34 年 (1901) に 10 代半ばで上京すると日本画家橋本雅邦に師事し、初期には日本美術院の画風に学び、「石井天風」を名乗った。大正中期からは中国明清の画風を取り入れ文人画風の作風に転じ、「林響」を名乗るようになる。大正 15 年 (1926) に現在の千葉県大網白里市に居を移し、昭和 5 年 (1930) に亡くなっている。

本作は天風時代の作品で、神護景雲 3 年 (769)、僧道鏡に皇位を譲るよう宇佐八幡の神託があったと称徳天皇に奏上されたことを受け、その真偽を確かめるため勅命により宇佐八幡に赴いた和氣清麻呂を描いている。石井は、巨木が立ち並ぶ鬱蒼たる木立の中を進む清麻呂、従者、白馬を画面左右の前景となる巨木とともに細部まで入念に描く一方で、道の向こう側の木々を霧がかかったように描くことで空間の深さを表現している。上部の枝や欄干に施されたハイライトによって自然光とは異なる光の状態が表され、空間の神聖性を表現している。23 歳の若描きでありながら、大画面を破綻なくまとめる構成力、馬の毛描きの謹直な線などに見られる洗練された画技は、「才筆」という当時の評価を裏付けるものである。また本作は、明治 40 年 (1907) に文部省第一回美術展覧会に出展され入選を果たしており、石井はこのことで、画界への本格的デビューを果たしている。このことから本作は初期の代表作の一つと位置づけられる。なおこの出品の後、近年まで本作は所在が不明となっていたが、千葉県の個人宅でほぼオリジナルの状態では伝えられた。令和元年 (2019) に千葉県立美術館が寄贈を受け、令和 2 年 (2020) の修理により軸装であったものを額装としている。

本作は、明治後期の日本画界を特色づける浪漫主義的歴史画のひとつでもあり、林響の画業の中での重要性だけでなく、日本近代絵画史の流れを占める作例であり、千葉県の絵画史上特に優秀な作品として重要である。



和氣清麿（縦：113.7cm・横：218.5cm）



## 2 どうぞうたんじょうしやくかによらいりゅうぞう銅造誕生釈迦如来立像

- (1) 指定年月日 令和5年3月10日
- (2) 員数 1軀
- (3) 所有者 市川市
- (4) 保管場所 市川市堀之内2丁目26番1号（市立市川考古博物館）
- (5) 種別 有形文化財（彫刻）
- (6) 指定基準 (2) 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (7) 概要

全高10.8cm、像高9.3cmの鑄銅製の誕生釈迦如来立像である。正確な伝来は不明だが、昭和5年～10年（1930～1935）頃、下総国分寺跡の南東約1kmの水田で、市民が採集したと伝わっている。

本像は、中型を設けないムクの構造で、頭頂部より両腕・台座蓮肉部までを含む像のほぼ全容を一鑄する。頭部には肉髻をあらわし、上半身は裸形、腰以下に裙を着け、裙の上端は折り返されている。正面部は大きく蓮弁状（三角状）にあらわされる。両足先にかかる裙裾には、深く「人」字形の入りがあらわされ、裙は正面中央で打ち合わせるとみられる。左手はやや肘を側方に張って垂下し、掌を正面に向けて全指を伸ばす。右手は振り上げて、弧を描くように肘を曲げ、肘部分にヒビがみられる。右手先は欠失するが、もとは頭頂部右側に置かれていたとみられる。後頭部に光背柄の痕跡は確認できない。台座は、蓮肉部はロート状で、本体と同鑄されている。蓮肉部の底面には近年切断された痕跡があり、丸柄が出ていた可能性がある。像の表面は、正面は頭部下方から上半身、左腕、右腕の付け根にかけて粒だっており、背面は、頭部から下半身の腰下まで両腕の大部分が発泡したように荒れており、高熱を受けた可能性が高い。

体部に対して頭部が大きく頸部が短い量感豊かな体つきを示し、頭部を前方に突き出し、裙裾をやや後方に曳いて直立する姿勢を示す。古代の誕生仏は制作年代が明らかな事例が少なく、厳密な制作年代を決定するのは困難だが、造形的な特徴を他の飛鳥時代から平安時代にかけての誕生仏と比較すると、奈良時代から平安時代前期、8世紀から9世紀にかけての制作と推測される。この時期は、下総国分寺の隆盛期と重なることから、本像が下総国分寺における灌仏会の本尊であった可能性も否定できない。

本像は、国分寺との関係を想定し得る数少ない誕生仏像の遺品として貴重であり、千葉県の彫刻史上特に意義のある資料である。



銅造誕生釈迦如来立像（鑄銅製 像高 9.3 cm）

### 3 牡丹蓮華唐草模様七条袷横被付

- (1) 指定年月日 令和5年3月10日
- (2) 員 数 1具
- (3) 所 有 者 宗教法人宝金剛寺
- (4) 所 在 地 佐倉市直弥38番地1
- (5) 種 別 有形文化財（工芸品）
- (6) 指 定 基 準 (1) 我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (7) 概 要

天正18年(1590)に徳川家康から岩富一万石に封ぜられた北条氏勝(1559-1611)が慶長2年(1597)に菩提寺である宝金剛寺に寄進し、亀甲梅椿模様七条袷横被付とともに伝来した資料である。

慶長2年の寄進は前年に早世した嫡子氏明の忌日との関連が推測される。

牡丹蓮華唐草模様七条袷および横被の壇隔・葉・四天・鉤紐台座・縁並びに横被の縁などに使用されている表生地は、経糸に絹、緯糸に木綿を用いて地を組織する交織で、絵緯で模様を織り出す錦織の一種「黄緞」である。近世初期以前の日本には絵緯による錦織は限られていることから、中国からの舶載品と考えられる。

地組織は日本伝存作例の通常と異なり、縦五枚縹子の重ね組織である点で希少価値が高い。また、絵緯の絹糸に少なくとも紅・黄・青緑・藍・浅葱・白の六色に、平銀糸を加えて牡丹と蓮花の唐草文を織り出す、極めて華やかな錦である。さらに、袷の短条壇隔7つのうちの6つと横被の四天には明時代の特徴を備えた平金糸を用いて蓮華と人物文および蓮華唐草と雑宝文を織り出した金欄が使われている。

牡丹蓮華唐草模様横被の鏡には、縹地に黄色の経糸で三つ鶴・貝・蝶・扇など様々な模様を浮織りにした類例のない錦が使われている。模様は定陵(明萬曆帝陵墓)の孝靖皇后(1563~1612)棺内出土の染織品の一つに近似している。

以上の点から、牡丹蓮華唐草模様七条袷および横被の生地は明時代中期に中国で製作され、日本に舶載されたものと考えられる。袷の縫製では、縫い代を全て縦の葉側に倒して厚みを待たせることで帖葉衣に擬している点、壇隔と横の葉の模様を連続させない点に中世の特徴が表れている。

本件は銘文を伴っており、中近世移行期における千葉県域の政治的、宗教的な変動に関する歴史資料としても重要である。また、染織史においては製作年代や伝来の経緯が明らかであり、現存例の少ない近世初期以前の基準作になり得る貴重な資料である。

更に本件は、平成30年度から令和2年度にかけて修復事業が実施され、その際に収納保存方法についても検討がなされ、保存箱の作成や保管場所の選定が行われた。製作当初の姿から大きな改変が加えられていなかったものの、経年による損傷や劣化が著しかった本件が、官民連携の修復事業により蘇り、合わせて保存管理方法が図られて文化財活用の道が確保された。その経緯が記録され、公開されている点も注目される。

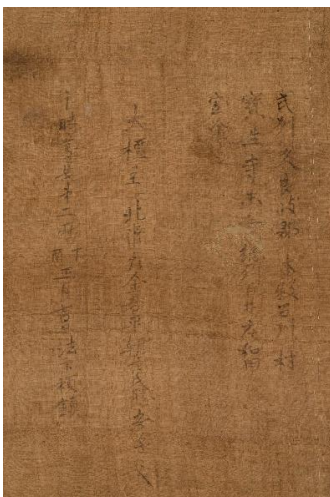
以上のとおり、牡丹蓮華唐草模様七条袷横被付は、我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重な資料である。



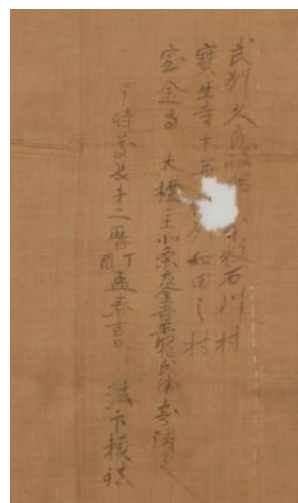
牡丹蓮華唐草模様七条袷袋 縦 97.6 cm 横 185. cm  
写真提供：佐倉市教育委員会



牡丹蓮華唐草模様横被 縦 145.1 cm 横 34.0 cm (表地)  
写真提供：佐倉市教育委員会



袷袋裏墨書  
写真提供：佐倉市教育委員会



横被裏墨書  
写真提供：佐倉市教育委員会

#### 4 亀甲梅椿模様七条袷裔横被付

- (1) 指定年月日 令和5年3月10日
- (2) 員 数 1具
- (3) 所 有 者 宗教法人宝金剛寺
- (4) 所 在 地 佐倉市直弥38番地1
- (5) 種 別 有形文化財（工芸品）
- (6) 指 定 基 準 (1) 我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (7) 概 要

天正18年(1590)に徳川家康から岩富一万石に封ぜられた北条氏勝(1559-1611)が慶長13年(1608)に菩提寺である宝金剛寺に寄進し、牡丹蓮華唐草模様七条袷裔横被付とともに伝来した資料である。慶長13年の寄進は氏勝自身の罹病との関連が推測される。

亀甲梅椿模様七条袷裔および横被の表地に使われている銀欄の梅椿模様は定陵(明萬曆帝陵墓)の孝靖皇后(1563~1612)棺内出土の染織品にも多く見られる。このことから、袷裔および横被の生地は明時代中期に中国で製作され、日本に舶載されたものと考えられる。特徴的なのは、本件に使用している銀欄は織物に多く使われる「平銀糸」ではなく、質感を重視した、より高価な「撚銀糸」である点である。

袷裔の縫製では、縫い代を全て縦の葉側に倒して厚みを待たせることで帖葉衣に擬している点、壇隔と横の葉の模様を連続させない点に中世の特徴が表れている。

また、亀甲梅椿模様七条袷裔は、その仕立てを宝金剛寺に関わりのある4寺が分担したことを、表地と裏地の間に縫付けられた墨書紙片が示している。

このように、本件は銘文を伴っており、中近世移行期における千葉県域の政治的、宗教的な変動に関する歴史資料としても重要である。

また、染織史においては製作年代や伝来の経緯が明らかであり、現存例の少ない近世初期以前の基準作になり得る貴重な資料である。

更に本件は、平成30年度から令和2年度にかけて修復事業が実施され、その際に収納保存方法についても検討がなされ、保存箱の作成や保管場所の選定が行われた。製作当初の姿から大きな改変が加えられていなかったものの、経年による損傷や劣化が著しかった本件が、官民連携の修復事業により蘇り、合わせて保存管理方法が図られて文化財活用の道が確保された。その経緯が記録され、公開されている点も注目される。

以上のとおり、亀甲梅椿模様七条袷裔横被付は、我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重な資料である。



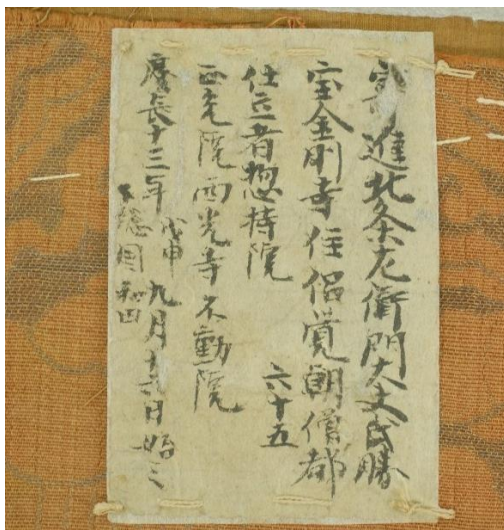
亀甲梅椿模様七条袷裳 縦 112.4 cm 横 212.7 cm

写真提供：佐倉市教育委員会



亀甲梅椿模様横被 縦 175.5 cm 横 41.5 cm

写真提供：佐倉市教育委員会



袷裳墨書紙片

写真提供：佐倉市教育委員会

## 5 御山遺跡SX-015石棺内出土品

- (1) 指定年月日 令和5年3月10日
- (2) 員 数 一括
- (3) 所 有 者 千葉県（千葉県教育委員会）
- (4) 所 在 地 夷隅郡大多喜町森宮8番地3（文化財課森宮分室）
- (5) 種 別 有形文化財（考古資料）
- (6) 指 定 基 準 （1）我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (7) 概 要

御山遺跡SX-015石棺内出土品は、四街道市物井字御山に所在する御山遺跡において、昭和59年度に千葉県文化財センターによる調査で出土した副葬品である。直径約20mの円墳（SX-015）の箱式石棺（筑波山産板石組）内から出土し、金属製品54点（金銅装円頭大刀1振、直刀5振、鉄鏃48点）と玉類812点（勾玉14点、管玉1点、琥珀玉3点、埋木玉3点、石製丸玉16点、白玉7点、ガラス丸玉17点、ガラス小玉751点）が、良好な状態で保存されていた。

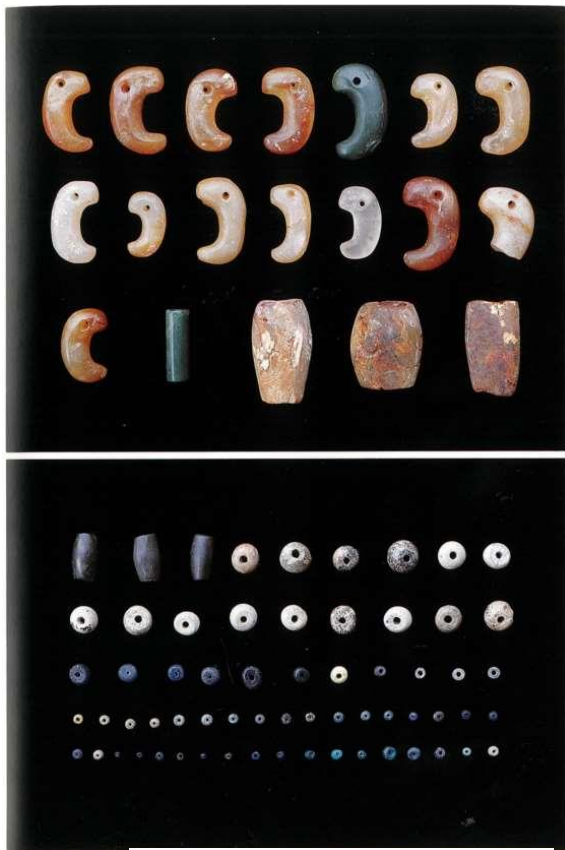
金銅装円頭大刀1振は、遺存状態がきわめて良好な完形品で、柄頭から鞘尻まで金銅板に覆われている。鞘の表面に施された、連珠文の周囲に二重の点刻が巡るという意匠は、木更津市金鈴塚古墳出土装飾大刀にも採用されている豪華なものである。円頭の柄頭は縦長で大きく、わずかに非対称の形状であるため、装着部形状を含めて頭椎大刀との類似点がある。この特徴は朝鮮半島系とされる円頭大刀の中でも、倭系装飾大刀の技術が用いられた円頭大刀（類例：香取市城山1号墳、茨城県風返稻荷山古墳、島根県上塩冶築山古墳等）にみられるものであり、本品は関東の古墳時代後期における地域最上位首長墓から出土する大刀と比べても遜色ない。

玉類はガラス小玉の一部を除き、ほぼ完形で遺存している。このうち、勾玉や琥珀玉・埋木玉は数量・形状から頸飾に用いられたと推測される。なお、石製丸玉も出土位置から頸飾に、ガラス小玉は頸飾か衣服の装飾に用いられたと推測される。

本資料は、一つの石棺に複数回の埋葬が順次行われた結果、蓄積された副葬品群であるが、優品である金銅装円頭大刀は言うに及ばず、これを含む多種・多量の武器類とともに、多数のガラス玉を含む豊富な玉類が、わずか径20mの小型円墳からまとまって出土した事実は全国的に希少な例であり、房総における古墳時代後期の政治や社会を理解する上で欠くことのできない重要な考古資料である。



金銅装円頭大刀



SX-015 石棺内出土の玉類

御山遺跡 SX-015 石棺内出土品一覧			
種別		数量	備考
金属製品	金銅装円頭大刀	1	
	直刀	5	小刀を含む
	鉄鍬	48	
小計		54	
玉類	勾玉	14	
	管玉	1	
	琥珀玉	3	
	埋木玉	3	
	石製丸玉	16	
	白玉	7	
	ガラス丸玉	17	鉛ガラス玉 1 点含む
	ガラス小玉	751	
小計		812	
合計		866	



## 【追加指定し名称を変更する文化財】

### 1 香取神宮勅使門 附 棟札3枚

- (1) 指定年月日 令和5年3月10日
- (2) 員 数 門1棟、棟札3枚  
(うち、棟札3枚を追加指定)
- (3) 所 有 者 宗教法人香取神宮
- (4) 所 在 地 香取市香取1697番地
- (5) 種 別 有形文化財〔建造物〕
- (6) 指 定 基 準 (一) 意匠的に優秀なもの、(三) 歴史的価値の高いもの
- (7) 元 の 名 称 香取神宮勅使門
- (8) 概 要

香取神宮は東国屈指の高い社格を誇る古社である。創建にまつわる詳しい経緯には明らかになっていない部分も多いが、『日本書紀』や『古語拾遺』に香取の神に言及する記述がみえ、また『延喜式』神名帳には伊勢・鹿島と並んで「神宮」の称号で記載されており、早くから朝廷の篤い崇敬を受けていたことがうかがえる。

香取神宮勅使門は、桁行三間、梁間二間、一重、切妻造である。屋根は茅葺であり、両袖塀が附属している。社伝により江戸中期・天明元年(1781)の建築とされ、その様式からも江戸中期の作品であると考えられてきた。この建築時期は、天明元年銘の上棟棟札によって裏づけられる。香取神宮の大宮司家の格式を示す門であり、類例の少ない社家建築の遺例として重要であることから、令和4年3月8日付で県指定有形文化財(建造物)に指定されている。

勅使門に付随する棟札は、建築時期を示す上棟棟札のほか、屋根葺替の一部を記録する棟札が2点確認されている。

天明元年(1781)上棟棟札は、尖頭型で、縦高110.0cm、肩高107.6cm、上幅26.2cm、下幅26.0cm、厚さ1.4cmで、材質はスギである。上1ヶ所、中央1ヶ所、下2ヶ所に、和釘(角釘)で止め付けた釘穴が確認できる。

文化14年(1817)茅葺屋根葺替棟札は平頭型で、高さ52.8cm、幅11.4cm、厚さ1.0cm、材質はスギである。上下に和釘(角釘)で止め付けた釘穴が確認できる。

天明元年(1781)上棟棟札及び文化14年(1817)茅葺屋根葺替棟札については、佐原市(現香取市)によって実施された調査成果が『香取神宮資料調査報告書 建造物・美術工芸品・考古資料編』(千葉県佐原市教育委員会、1999)に所収されており、この既往研究が本建造物の保存修理の記録として刊行された『香取市指定有形文化財 神徳館表門保存修理工事報告書』(宗教法人 香取神宮、2019)に引用されている。

昭和38年(1963)茅葺屋根葺替棟札は平頭型で、高さ82.5cm、幅20.2cm、厚さ1.6cm、材質はスギである。前身の神徳館建設の4年後に門の茅葺屋根の葺き替えを行い、これを機に門を「神徳館表門」と呼ぶこととした経緯が記されている。この墨書の内容から、棟札作成時には天明元年の上棟棟札が手元にあったと考えられる。

これらの香取神宮勅使門の建設時を裏づける上棟棟札、および、その後繰りかえされてきた屋根葺替の一部を記録する棟札は、千葉県指定文化財の由緒を示すものとして、勅使門とともに一体の文化財として保存するのにふさわしい資料である。

表



裏



表



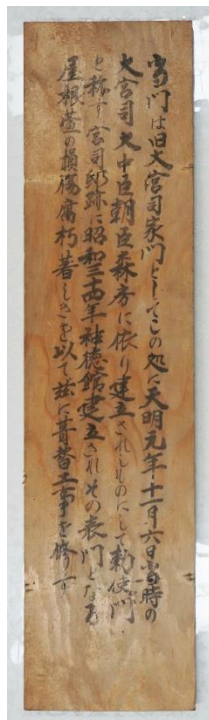
裏



表



裏



左上：天明元年（1781）上棟棟札

右上：文化14年（1817）茅葺屋根葺替棟札

左下：昭和38年（1963）茅葺屋根葺替棟札

## II 令和4年度千葉県登録文化財に関する資料

### 【新登録文化財】

#### 1 みなみふたえぼりいせきしゅつど どせいひん とりがた どせいひん 南二重堀遺跡出土土製品（鳥形土製品）

- (1) 登録年月日 令和5年2月7日
- (2) 遺跡所在地 千葉市
- (3) 種別 有形文化財（考古資料）
- (4) 概要

古墳時代前期の鳥形土製品で、扁平な腹部の表現から水鳥を模したものと推測される。住居跡から出土している。全国的にも珍しい資料。



#### 2 おおたほうしいせきしゅつどどうせいひん ろくれいくしろ 太田法師遺跡出土銅製品（六鈴釧）

- (1) 登録年月日 令和5年2月7日
- (2) 遺跡所在地 千葉市
- (3) 種別 有形文化財（考古資料）
- (4) 概要

古墳時代後期の六鈴釧で、古墳から出土している。「釧」は腕輪のことで、ほぼ正円に近い環状で6つの鈴が付く。現在でも音が鳴るなど、遣りは極めて良く、千葉県内では希少な事例。



#### 3 いちはらじょうりせいせいせきしゅつどつせいひん てつせいほつみぐ 市原条里制遺跡出土鉄製品（鉄製穂摘具）

- (1) 登録年月日 令和5年2月7日
- (2) 遺跡所在地 市原市
- (3) 種別 有形文化財（考古資料）
- (4) 概要

古代の鉄製穂摘具で、水田跡から出土し、保存状態も良好である。一般的に手鎌と呼ばれ、関東地方では11世紀まで利用されたといわれる。



#### 4 ちょうし こどうきせきあんざんがん 銚子の古銅輝石安山岩

- (1) 登録年月日 令和5年2月7日
- (2) 所在地 銚子市
- (3) 種別 記念物（動物、植物及び地質鉱物関係）
- (4) 概要

利根川河口に位置し、約2000万年前に噴火活動によって溶岩が冷え固まってできた火山岩。マグネシウムに富む「古銅輝石」という鉱物が含まれる。日本海の拡大が始まった時代、活動的であった当時の日本列島の様子を解明する上で重要な岩石。



### Ⅲ 令和4年度国指定文化財に関する資料

#### 【新指定文化財】

#### 1 金銅密教法具こんどうみっきょうほうぐ

- (1) 員 数 20点
- (2) 所 有 者 宗教法人小網寺（館山市出野尾859）
- (3) 保管場所 館山市立博物館（館山市館山351-2）
- (4) 時 代 鎌倉～室町時代・13～16世紀
- (5) 概 要

銅製鍍金の密教法具類で、五鈷鈴・五鈷杵・独鈷杵・金剛盤・輪宝及び輪宝台・羯磨及び羯磨台・花瓶・四槨などの組み合わせである。鎌倉から室町時代の製作で、当初からの一具ではないが、法具として後世に組み合わされたと思われる一群である。

鎌倉時代の法具は、铸上がりのよい優品であり、また、金剛盤・蓮華台・花瓶等には金沢審海の刻銘があることから、房総半島対岸の金沢・称名寺の開山である妙性房審海に関連する遺品であることがうかがわれる。安房における密教道場として、鎌倉時代には大規模な伽藍が整備され、隆盛した小網寺に伝来した。

本件は、鎌倉時代の優品を含む中世の密教法具の遺例として貴重である。



五鈷鈴・五鈷杵・独鈷杵・金剛盤



輪宝・四槨



花瓶

#### IV 令和4年度国登録有形文化財に関する資料

##### 【新登録文化財】

##### 1 <sup>きゅうこうせいかいかん</sup> 旧公正會館

- (1) 員 数 1件（1棟）
- (2) 所在地 銚子市新生町2丁目1-5
- (3) 建築年代 大正15年／昭和後期改修
- (4) 登録基準 「（二）造形の規範となっているもの」
- (5) 概 要

ヤマサ醤油の十代濱口儀兵衛が設立した社会教育事業を目的とする公正會の會館で、鉄筋コンクリート造の洋風建築。正面はセセッションを意識した垂直性を強調する意匠で、二階は講堂で当時の映写室を残す。

主屋南側正面外観



土蔵正面東側外観



旧公正會館（写真提供：銚子市教育委員会）

##### 2 <sup>あんどうけじゅうたくおもや</sup> 安藤家住宅主屋、<sup>どぞう</sup> 土蔵、<sup>いなりしゃ</sup> 稲荷社

- (1) 員 数 3件（3棟）
- (2) 所在地 袖ヶ浦市代宿1037
- (3) 建築年代 江戸末期／昭和60年頃改修（主屋）  
江戸末期（土蔵）、昭和初期頃（稲荷社）
- (4) 登録基準 「（一）国土の歴史的景観に寄与しているもの」（土蔵・稲荷社）  
「（二）造形の規範となっているもの」（主屋）
- (5) 概 要

市街地から北東の旧代宿村にある農家。寄棟造りの主屋は元は茅葺きで、軒を出し桁造りとする。内部は土間と二列五室からなり、十五畳のチャノマに押板と仏壇を備え、上手は続き間座敷とする。正面二箇所に式台を付すのはこの地方の上層農家の特徴。土蔵は主屋の南東にある家財蔵。稲荷社は主屋裏手に建つ一間社流造の祠。銅板葺き屋根で棟は成の高い箱棟風とした独特な造り。上総地方の典型的な農家。



安藤家住宅主屋（写真提供：袖ヶ浦市教育委員会）



安藤家住宅稲荷社  
（写真提供：袖ヶ浦市教育委員会）



安藤家住宅土蔵（写真提供：袖ヶ浦市教育委員会）

### 3 旧筋家住宅店舗兼主屋

きゅうあざみけじゅうたくてんぽけんおもや

- (1) 員 数 1 件（1 棟）
- (2) 所 在 地 印旛郡酒々井町酒々井字上宿 1 6 3 6 - 1
- (3) 建築年代 明治中期／明治 4 0 年増築・昭和 2 8 年改修・平成 3 0 年移築
- (4) 登録基準 「（一）国土の歴史的景観に寄与しているもの」
- (5) 概 要

佐倉街道酒々井宿に所在する醤油や茶を扱った商家。重厚な土蔵造りで、一階正面格子戸で内部は土間とミセ、二階正面は手摺り付の開口として内部は床構え付きの広い座敷とする。賑わった街道の歴史的景観を伝える豪壮な店舗。



旧筋家住宅店舗兼主屋（写真提供：酒々井町教育委員会）